



練馬区教育委員会教育長 宛て

施設等利用費請求書（償還払用）

一時預かり事業、病児・病後児保育、短期特例保育、認可外保育施設およびファミリーサポート事業の施設等利用費用

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、以下のとおり請求しますので、指定する償還払の振込先口座に振り込んでください。

なお、施設等利用費の審査に当たり、つぎの事項に同意します。

- 1 申請者と認定子どもが、練馬区に在住していることを練馬区教育委員会教育長が住民基本台帳で確認すること。
- 2 施設等利用給付認定および教育・保育給付認定の有無、課税状況、施設利用情報を練馬区教育委員会教育長が確認すること。
- 3 利用状況および利用料の支払状況を練馬区教育委員会教育長が対象施設に確認すること。

1 請求日および請求期間

請求日	年 月 日
請求期間 (この請求書で請求する施設等利用費に係る施設等の利用期間)	年 月分から 年 月分まで

2 施設等利用給付認定保護者（請求者） 「4」の口座名義人を請求者にしてください。

フリガナ		認定		生年月日	年 月 日
氏 名	印	子ども との 続柄		現 住 所	〒 - 電話

3 認定子ども 認定子どもごとにこの請求書を提出してください。

法第30条の4の認定種別	第2号	第3号	認定番号	
生年月日	年 月 日		認定の有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日
請求期間内の 転入転出 状況	現住所のとおり		フリガナ 氏 名	
	年 月 日練馬区外から転入	年 月 日練馬区外へ転出		
今後の転居 の予定	あり	転居先の住所		
	なし	転居予定日 年 月 日		

4 償還払の振込先 「2」の請求者名義の口座をご記入ください。

金融機関名				預金種別	普通	当座
銀行・信用金庫			支店	口座番号		
農協・信用組合			出張所			
金融機関 コード		支店 コード		口座名義 (カタカナ)		

裏面も記入してください。

5 一時預かり事業等の施設等利用費の償還払請求額の内訳

償還払を受けることができる施設等利用費の月額上限の積算

施設等利用費の給付月額上限額 (月の途中で区外からの転入または区外へ転出した方は、給付月額上限額が異なりますので、練馬区へお問い合わせください。)	年 月分		年 月分		年 月分	
		2号認定	37,000円	2号認定	37,000円	2号認定
	3号認定	42,000円	3号認定	42,000円	3号認定	42,000円
	月の途中で 転入・転出	円	月の途中で 転入・転出	円	月の途中で 転入・転出	円
認可外保育施設等から受けた 施設等利用費(無償化分)の金額	円		円		円	
償還払を受けることができる 施設等利用費の月額上限額	= - 円		円		円	

「認可外保育施設等から受けた施設等利用費(無償化分)の金額」が「施設等利用費の給付月額上限額」を上回った場合は、施設等利用費の給付は受けられません。

利用した特定子ども・子育て支援利用料(保育料)の内訳と月の総額 [複数記入可]

利用施設・事業者名	年 月分	年 月分	年 月分
ア	ア 円	円	円
イ	イ 円	円	円
ウ	ウ 円	円	円
エ	エ 円	円	円
オ	オ 円	円	円
カ	カ 円	円	円
キ	キ 円	円	円
特定子ども・子育て支援利用料 (保育料)の月額総額	=ア~キまでの合計額 円	円	円

上の表で記入した利用料を施設・事業者へ支払ったことを証明する書類(施設・事業者が発行した領収証兼提供証明書等)を全て添付してください。

内訳が書ききれない場合は、利用施設・事業者名と月別の支払った利用料がわかる任意の様式を、別紙に記入して添付してください。

請求額

請求額は、「償還払を受けることができる施設等利用費の月額上限額」と「特定子ども・子育て支援利用料の月額総額」とを比較し、少ない方の額を記入してください。

	年 月分	年 月分	年 月分
月別請求額	と を比べて少ない額 円	円	円
3か月の合計請求額	上記3か月の合計額 円		

施設等利用費の給付を受ける権利は、2年を経過すると時効により消滅します。